

「ろうきん後見制度支援預金」の取扱い開始について

当金庫では、2021年4月1日より、「ろうきん後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。
 本預金は、成年後見制度を利用されているお客さま（被後見人）の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を別管理するための専用口座としてご利用いただけます。口座開設・お預け入れ・払い戻し・解約などすべてのお取引は、家庭裁判所の発行する「指示書」にもとづいて行います。「指示書」にもとづく取引に限定して取り扱うことで、不正出金等の被害を抑え、成年後見制度利用者の財産保護を図ることが可能となります。

当金庫は、今後もお客さまのニーズにお応えできるような商品・サービスの拡充に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

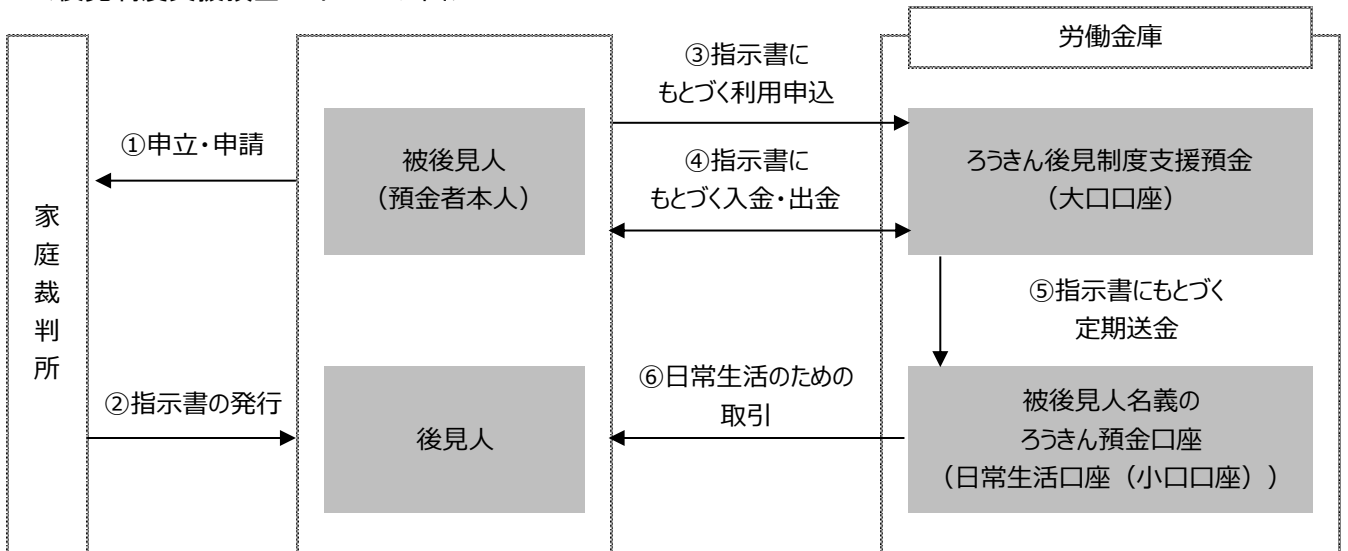
2021年4月1日（木）

2. 商品概要

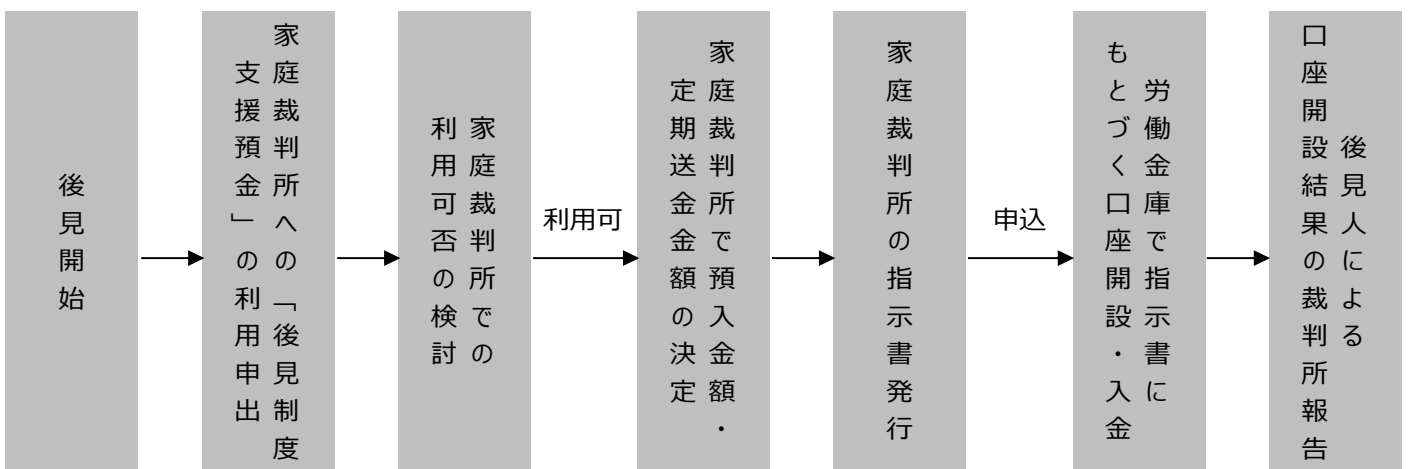
商品名	ろうきん後見制度支援預金
取扱店	全店
ご利用いただける方	後見人が選任されている成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 * 被補助人、被保佐人、任意後見制度のご本人、未成年被後見人は対象外となります。
預金種類	普通預金
口座開設	家庭裁判所が発行した「指示書」にもとづく取り扱いとなります。
お預け入れ、払い戻し、解約	家庭裁判所が発行した「指示書」にもとづく取り扱いとなります。 なお、預入金額・払戻金額は、家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 また、解約については、「ろうきん後見制度支援預金に関する特約」にもとづく解約を行う場合があります。 * お取引の都度、「指示書」のご提出が必要です。
付加できるサービス	家庭裁判所が発行した「指示書」にもとづき、「ろうきん定額自動送金サービス」を申し込むことが可能です。 この場合、送金先は被後見人名義のろうきん預金口座とします。
利息	店頭表示の普通預金利率を適用します。
手数料	「ろうきん定額自動送金サービス」を利用する場合、同サービスの所定手数料（取扱手数料および振込手数料）が必要です。

取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュカードはご利用いただけません。 ・ A T Mでのご利用はできません。ただし、ろうきんA T Mでは通帳記帳・通帳繰越のみ取り扱いができます。 ・ 総合口座での取り扱いはできません。 ・ 通帳不発行口座はご利用いただけません。 ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）は、ご利用いただけません。 ・ 給与・年金等の自動受取り、各種料金等の自動支払いはご利用いただけません。 ・ 「ろうきんダイレクト」「ろうきんアプリ」「かんたん通帳」はご利用いただけません。 ・ 「ろうきんスウィングサービス」はご利用いただけません。 ・ 「ろうきん家計簿集計サービス」はご利用いただけません。
-------	---

<後見制度支援預金のイメージ図>



<お申込みの流れ>



以上